

学校運営会議規約

(目的及び名称)

第1条 岡山赤十字看護専門学校学則第38条により、学校運営に関する重要な事項を審議するため、学校運営会議（以下、本会と称する）を置く。

(委員)

第2条 本会は次の委員をもって構成する。

委員長	学校長
副委員長	副学校長
委員	支部事務局長 副院長 事務部長 看護部長 教務主任 専任教師 外部人材（実習関連施設代表者・講師等）

2. すべての委員の選任を学校長が行う。

(会議)

第3条 本会は委員長が招集し、議長となる。

2. 本会の例会は年4回とし、その他必要に応じて臨時会を開催する。
3. 本会は委員の過半数の出席で開催できる。
4. 本会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。
5. 委員長は必要に応じ指名する職員を出席させることができる。

(審議事項)

第4条 本会は次の事項を審議する。

- (1) 学則等諸規程の制定改廃に関する事項
- (2) 教育方針及び教育計画に関する事項
- (3) 予算の編成及び執行に関する事項
- (4) 人事に関する事項
- (5) 学生の募集及び入学に関する事項
- (6) 進級及び卒業の認定に関する事項
- (7) 学籍に関する事項
- (8) 学生の就職に関する事項
- (9) 施設の整備に関する事項
- (10) その他運営に関する事項

(記 録)

第5条 本会の内容を議事録に記録し、委員長の署名を受け保存する。

附 則 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

平成10年6月1日より一部改正

平成29年10月26日より一部改正（開催回数）

令和2年6月19日より一部改正（委員）

令和6年10月24日より一部改正（委員）